平成２６年（フ）第５９６号
栃木県那須烏山市神長717番地２
債務者　福田　隆幸
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１３号
栃木県さくら市氏家3271番地50　桜コーポ101、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木1290番地２
債務者　日原　明菜
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
埼玉県八潮市大字伊勢野136
債務者　小林　弘枝
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２号
神奈川県横浜市港北区仲手原２丁目44―10ガーデンコート77―411号室
債務者　岡　　康成
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６号
東京都葛飾区新宿５丁目７－９－201
債務者　野手　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７号
東京都葛飾区新宿５丁目７－９－201
債務者　野手　淑子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８号
東京都墨田区千歳１丁目１－８－703
債務者　丸山明日香
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７１号
東京都足立区千住橋戸町94―25―909
債務者　鴇崎　仲一
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２号
埼玉県吉川市中曽根１―27―15―202、住民票上の住所埼玉県吉川市中曽根１丁目27―５
債務者　豊田　宏美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３号
東京都八王子市弐分方町455―３―102
債務者　小林　実季
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６号
東京都練馬区北町２丁目30―27―205
債務者　新井　且利
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７号
神奈川県横浜市南区中村町２丁目138―８
債務者　福本由美子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８１号
岡山市南区並木町１丁目10番９号ニコニコビル204
債務者　山本　健裕
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９９号
岡山県倉敷市児島下の町８丁目１－４、住民票上の住所岡山県倉敷市児島下の町４丁目８番51号
債務者　江草　裕美
1　決定年月日時　平成27年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
沖縄県沖縄市高原５丁目５番５号　ピュアハイム高原201号室
債務者　近藤　美鈴
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部